

## 今後検討していくべき事項に関する検討の進め方について

### 1. 法整備について

本答申案の取りまとめを受け、水俣条約の大気排出規制関係部分を担保するため、平成 27 年中に所要の法整備（公布）を行う予定。

なお、条約暫定事務局である国連環境計画（UNEP）によれば、平成 28 年（2016）～平成 29 年（2017）頃までの条約発効が見込まれている。

### 2. 答申案において「今後検討していくべき」とされている事項等について

#### （1）政省令等の整備

所要の法整備（公布）を踏まえ、政省令等で定める必要がある事項については、来年度以降、環境大臣から中央環境審議会に対して諮問を行い、当該事項を検討する場を大気・騒音振動部会の下に新たに設置して、専門的な議論を行って頂く予定。

これらの検討に当たっては、来年度以降早期に水銀の排出に係る実態調査を実施した上で、当該調査結果等を踏まえて行うこととする。

#### < 今後の主な検討事項 >

- ・ 排出規制の対象施設の区分ごとの排出基準の値（新規施設・既存施設）
- ・ 排ガス中の水銀濃度の測定方法
- ・ 排出規制の対象施設の規模等に関する基準 等

#### （2）インベントリー

インベントリーの策定・維持に当たって必要な精度のレベル及び精度を確保するための実効的なデータ収集方法については、上記調査結果等も踏まえながら、専門家による検討の場を設けて、検討を進めることとする。